

政令第百五十号

関稅定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う關係政令の整備等に関する政令

内閣は、関稅定率法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第十七号）の施行に伴い、及び關係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（関稅法施行令の一部改正）

第一条 関稅法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「第二七〇・一九号の一の(三)のAの(2)の(i)」を「第二七〇・一九号の一の(三)のAの(b)の(1)」に改める。

第四条の四中「（特例申告に係る指定貨物について適用しない規定）」を「（申告の特例）」に改め、同条第一号中「（注文取集めのための見本の無条件免税）」を削り、「（再輸入免税）」を「（無条件免税）」に改め、同条第二号中「第八条（加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税）」及び「を削り、同条第四号中「（消費税の免除）」を削り、「（消費税を除く内国消費税の免除）」を「（免税等）」に、「（変質、損傷等の場合の軽減）」を「（変質、損傷等の場合の軽減又は還付等）」

に改める。

第四条の十二第一項中「番号」の下に「並びに関税暫定措置法第八条第一項（加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税）の規定により関税の軽減を受けた場合にあつてはその旨」を加え、同条第二項第九号中「第五十一条第一項第二号」を「第二十七条第一項第二号」に、「第五十五条第三項各号」を「第三十一条第三項各号」に改め、「の証明」を削り、同号を同項第十号とし、同項第八号中「第五十四条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「第五十一条第一項第一号又は第二号」を「第二十七条第一項第一号又は第二号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

- 七 特例申告貨物（関税暫定措置法第八条第一項の規定により関税の軽減を受けた場合に限る。）の原料又は材料として輸出された貨物の輸出の許可書又はこれに代わる税関の証明書、加工又は組立てを証する書類及び次に掲げる事項を記載した明細書
- イ 当該特例申告貨物及び当該輸出された貨物の記号、番号、品名及び数量
- ロ 加工又は組立ての明細

八 当該輸出された貨物がその輸出の許可の際の性質及び形状により輸入されるものとした場合の課税価格

二 当該特例申告貨物につき関税の軽減を受けた額及びその計算の基礎

第十一条を次のように改める。

（払戻し等に係る法律の規定）

第十一条 法第十三条の二（過大な払いもどし等に係る関税額の徴収）に規定する政令で定める法律の規定は、定率法第十九条第一項（輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税等）、第十九条の二第二項（課税原料品等による製品を輸出した場合の免税又は戻し税等）、第十九条の三第一項（輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税）並びに第二十条第一項及び第二項（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税等）の規定とする。

第九十二条第一項ただし書中「（納期限の延長）の規定」の下に「、法第十一条（関税の徴収）の規定」を、「権限」の下に「並びに定率法第二十一条の四の三（認定手続における専門委員への意見の求め）の規定に基づく税関長の権限（専門委員の委嘱に係るものに限る。）」を加え、同項第一号口中「除く。」

「」の下に「及び第二十一条の二の二（輸入差止申立てにおける専門委員への意見の求め）」を加え、同項第二号イ中「（関税の確定、納付、徴収及び還付）」を削り、同号口中「保税蔵置場に」を削り、同条に次の一項を加える。

5 第一項ただし書の規定により法第十一条の規定に基づく関税の徴収の権限について税関長が自ら行うこととした場合には、当該税関長は、遅滞なく、その旨をその関税の納税義務者に通知するものとする。

（関税定率法施行令の一部改正）

第二条 関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十一条の十三」を「第六十一条の十四」に改める。

第五十七条第六号の次に次の一号を加える。

六の二 法の別表第二七〇・一九号の一の(三)のAの(a)及びBの(a)に掲げる重油及び粗油

第五十九条中「第六号」の下に「、第六号の二」を加える。

第六十一条の三第一項中「並びに第六十一条の十一の二」を「、第六十一条の十一の二第一項並びに第六十一条の十一の三」に改め、同条第三項第七号中「（認定手続の申立て）」を「（輸入禁制品に係る申

立て手続等)」に改め、同条第四項第一号中「(郵便物を受け取った旨の通知)」を「(郵便物の輸出入の簡易手続)」に改め、同項第五号中「(指定保税地域における貨物の取扱い)」を「(貨物の取扱い)」に改める。

第六十一条の五の次に次の一条を加える。

(輸入差止申立てにおける専門委員への意見の求めの手続)

第六十一条の五の二 税関長は、法第二十一条の二の二(輸入差止申立てにおける専門委員への意見の求め)の規定により専門委員に対し意見を求めるときは、その旨及び理由を記載した書面に、当該申立てに係る貨物についての資料その他の専門委員が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、専門委員に送付しなければならない。

第六十一条の十中「(意見を聴くことの求め)」を「(意見を聴くことの求め等)」に、「次条第二項」を「次条第一項」に改め、「書面に、」の下に「当該意見照会請求をしようとする者が法第二十一条の四第一項に規定する特許権者等である場合にあつては」を、「資料を」の下に「、当該意見照会請求をしようとする者が同項に規定する輸入者である場合にあつては当該意見照会請求に係る貨物に係る同項に規

定する特許権者等の特許権、実用新案権又は意匠権の侵害の行為を組成していないものとして認める物又は方法の具体的態様を明らかにする資料を」を加え、「これを」を削る。

第六十一条の十一第一項中「（特許庁長官に対する意見の求め）」を「（意見を聴くことの求め等）」に、「及び前条に規定する物又は方法の具体的態様であつて自ら特定したものを記載した書面に、同条に規定する」を「を記載した書面及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面に、前条の規定により提出された」に改め、「これを」を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 意見照会請求をしようとする者が法第二十一条の四第一項に規定する特許権者等である場合 当該特許権者等が当該意見照会請求に係る貨物に係る自己の特許権、実用新案権又は意匠権の侵害の行為を組成したものと認める物又は方法の具体的態様であつて税関長が特定したものを記載した書面
- 二 意見照会請求をしようとする者が法第二十一条の四第一項に規定する輸入者である場合 当該輸入者が当該意見照会請求に係る貨物に係る同項に規定する特許権者等の特許権、実用新案権又は意匠権の侵害の行為を組成していないものとして認める物又は方法の具体的態様であつて税関長が特定したものを記載した書面

第六十一条の十一第二項中「第二十一条の四第二項」の下に「又は第九項」を加え、「意見照会請求をした者及び当該意見照会請求に係る貨物を輸入しようとする者」を「同条第一項に規定する特許権者等及び輸入者」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 税関長は、法第二十一条の四第九項の規定により特許庁長官に対し意見を求めるときは、その旨及び理由並びに当該意見の求めに係る同条第一項に規定する特許権者等の特許権、実用新案権又は意匠権の侵害の行為を組成したものと認料する物又は方法の具体的態様であつて自ら特定したものを記載した書面に、当該具体的態様を明らかにする資料その他の特許庁長官が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、特許庁長官に提出しなければならない。

第六十一条の十一の二の次に次の一条を加える。

(認定手続における専門委員への意見の求めの手続)

第六十一条の十一の三 税関長は、法第二十一条の四の三(認定手続における専門委員への意見の求め)の規定により専門委員に対し意見を求めるときは、その旨及び理由を記載した書面に、当該意見の求め

に係る疑義貨物についての資料その他の専門委員が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、専門委員に送付しなければならない。

第十二章の三中第六十一条の十三の次に次の一条を加える。

（専門委員）

第六十一条の十四 税関長は、法第二十一条の二の二（輸入差止申立てにおける専門委員への意見の求め）又は法第二十一条の四の三（認定手続における専門委員への意見の求め）の規定により専門委員を委嘱するときは、期間を定めて行うものとする。

（関税暫定措置法施行令の一部改正）

第三条 関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

## 目次

第一章 暫定税率（第一条 第六条）

第二章 航空機部分品等の免税（第七条 第十条）



第三章 特別緊急関税等（第十一条 第十九条）

第四章 加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税（第二十条 第二十四条）

第五章 特惠関税等（第二十五条 第三十二条）

第六章 メキシコ協定に基づく関税割当制度等（第三十三条）

第七章 軽減税率等（第三十四条・第三十五条）

第八章 減免税物品の用途外使用等（第三十六条 第三十九条）

第九章 自由貿易地域等に係る課税物件の確定に関する特例等（第四十条 第四十五条）

第十章 雑則（第四十六条・第四十七条）

附則

第三条の三を削る。

第四条中「第二七一一号の一の(一)のCの(b)の(1)」を「第二七一一号の一の(一)のCの(1)」に改める。

第六条中「第二七一九号の一の(三)のAの(2)の(i)」を「第二七一九号の一の(三)のAの(b)の(1)」

」に改める。

第三章から第六章までを削る。

第七章中第三十六条を第十一条とし、第三十六条の二を第十二条とし、第三十七条を第十三条とする。

第三十八条第一項中「第四十二条及び第四十三条」を「第十八条及び第十九条」に、「平成十七年度」を「平成十八年度」に改め、同条第二項中「第四十条及び第六十条」を「第十六条」に改め、同条を第十四条とし、第三十九条から第四十一条までを二十四条ずつ繰り上げる。

第四十二条第一項中「第三十八条第一項本文」を「第十四条第一項本文」に改め、同条を第十八条とする。

第四十三条第一項中「第三十八条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同条第三項中「第四十条」を「第十六条」に改め、同条を第十九条とする。

第七章を第三章とする。

第八章中第四十四条を第二十条とする。

第四十五条中「第四十七条、第五十一条第一項第二号、第五十五条第三項及び第四項並びに第六十二条

第一項第二十一号」を「第二十三条、第二十七条第一項第二号、第三十一条第三項及び第四項並びに第三十四条第一項第十七号」に改め、同条を第二十一条とし、第四十六条を第二十二条とする。

第四十七条第一項中「とする者」の下に「（特例申告に係る指定貨物について関税の軽減を受けようとする者を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

4 特例申告に係る指定貨物について法第八条の規定により関税の軽減を受けようとする者は、当該貨物の輸入申告書に、当該貨物について同条の規定により関税の軽減を受けようとする旨を付記しなければならない。

第四十七条を第二十三条とし、第四十八条を第二十四条とする。

第八章を第四章とする。

第四十九条第二項第一号を削り、同項第二号中「第八四号」を「第八三号」に、「第一四〇号」を「第一三六号」に改め、同号を同項第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 別表第一の第八三号に掲げる国を原産地とする関税率表第二八三六・二 号の一、第四六 一・二 号の二、第八二二三・ 号及び第八二一五・九九号に掲げる物品であつて、平成二十年三月三十

一日までに輸入されるもの

第四十九条第二項第三号中「第一四四号」を「第一四〇号」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 法第八条の二第三項に規定する政令で定める国は、別表第一の第二号、第七号、第九号、第一四号、

第二二号、第二三号、第二七号、第三三号から第三六号まで、第三八号、第四八号、第五一号、第五三

号から第五七号まで、第六二号、第六八号、第六九号、第七五号、第七六号、第八号から第八二号ま

で、第八六号、第八七号、第九九号から第一一四号、第一一九号、第一二一四号、第一二一九号、第一

一三号、第一一八号、第一一九号、第一二二二号、第一二二三号から第一三三五号まで、第一三九号、第一四

二二号から第一四四号まで、第一五一号、第一五三三号、第一五五号及び第一五六号に掲げる国とする。

第九章中第四十九条を第二十五条とし、第五十条から第五十三条までを二十四条ずつ繰り上げる。

第五十四条第一項中「第五十条第二項」を「第二十六条第二項」に改め、同条第二項中「第五十一条第

一項第三号」を「第二十七条第一項第三号」に、「第五十条第二項」を「第二十六条第二項」に改め、同

条第三項中「第五十条第三項」を「第二十六条第三項」に改め、同条を第三十条とし、第五十五条を第三

十一条とする。

第五十六条中「及び法第八条の五第一項に規定する政令で定める特別特惠受益国を原産地とする別表第三第七〇項に掲げる物品」及び「（法第八条の五第二項において準用する場合を含む。）」を削り、同条を第三十二条とする。

第五十七条及び第五十八条を削る。

第九章を第五章とする。

第五十九条中「第八条の七第四項」を「第八条の六第四項」に改め、第九章の二中同条を第三十二条とする。

第六十条及び第六十一条を削る。

第九章の二を第六章とする。

第六十二条第一項第二号中「第六十九条第二項」を「第四十七条第二項」に改め、同項第七号を削り、同項第八号を同項第七号とし、同項第九号から同項第十三号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十四号を削り、同項第十五号中「第二七〇・一一号の一の(一)の(1)」を「第二七〇・一一号の一の(一)の(1)」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十六号を同項第十四号とし、同項第十七号を同項第十五

号とし、同項第十八号及び第十九号を削り、同項第二十号中「第二七〇・一九号の一の(三)のAの(2)の(i)」を「第二七〇・一九号の一の(三)のAの(b)の(1)」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第二十一号を同項第十七号とし、第十章中同条を第三十四条とする。

第六十三条第一項第二号中「第八号及び第二十号」を「第七号及び第十六号」に改め、同項第三号中「第八号、第十九号及び第二十号」を「第七号及び第十六号」に改め、同条第二項中「同項第二十号」を「同項第十六号」に改め、同条第三項中「第十号」を「第九号」に、「同項第八号」を「同項第七号」に、「同項第二十号」を「同項第十六号」に改め、同条第四項中「同項第九号」を「同項第八号」に、「同項第十一号から第十七号まで、第十九号若しくは第二十一号」を「同項第十号から第十五号まで若しくは第十七号」に、「第九号、第十一号から第十七号まで若しくは第二十一号」を「第八号、第十号から第十五号まで若しくは第十七号」に改め、同条第七項中「第六十九条第二項」を「第四十七条第二項」に改め、同条第九項中「前条第一項第八号」を「前条第一項第七号」に、「八号物品使用者」を「七号物品使用者」に、「八号物品販売者」を「七号物品販売者」に、「共同利用施設用八号物品」を「共同利用施設用七号物品」に改め、同項第一号中「共同利用施設用八号物品」を「共同利用施設用七号物品」に改め、同項第一号中「共同利用施設用七号物品」に改

め、同項第二号中「八号物品販売者」を「七号物品販売者」に改め、同項第三号中「共同利用施設用八号物品」を「共同利用施設用七号物品」に改め、同条第十項中「前条第一項第九号」を「前条第一項第八号」に改め、同条第十一項第一号中「八号物品使用者、八号物品販売者又は八号物品使用者の委託を受けて共同利用施設用八号物品」を「七号物品使用者、七号物品販売者又は七号物品使用者の委託を受けて共同利用施設用七号物品」に改め、同条第十二項中「前条第一項第十号」を「前条第一項第九号」に改め、同条第十四項中「前条第一項第二十号」を「前条第一項第十六号」に改め、同条を第三十五条とする。

第十章を第七章とする。

第十一章中第六十四条を第三十六条とし、第六十五条から第六十七条までを二十八条ずつ繰り上げる。

第十一章を第八章とする。

第十二章中第六十七条の二を第四十条とする。

第六十七条の三第一項第二号中「第六十七条の六」を「第四十四条」に改め、同条を第四十一条とし、

第六十七条の四を第四十二条とし、第六十七条の五を第四十三条とし、第六十七条の六を第四十四条とし、第六十七条の七を第四十五条とする。

第十二章を第九章とする。

第十三章中第六十八条を第四十六条とし、第六十九条を第四十七条とする。

第十三章を第十章とする。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第二十五条関係）

番号	国又は地域名
一	アゼルバイジャン
二	アフガニスタン
三	アルジェリア
四	アルゼンチン
五	アルバニア
六	アルメニア
七	アンゴラ



---

	八	アンティグア・バーブーダ
	九	イエメン
一		イラク
一	一	イラン
一	二	インド
一	三	インドネシア
一	四	ウガンダ
一	五	ウクライナ
一	六	ウズベキスタン
一	七	ウルグアイ
一	八	英領アンギラ地域
一	九	英領ヴァージン諸島地域
二		エクアドル

---

---

二二	エジプト
二三	エチオピア
二三	エリトリア
二四	エルサルバドル
二五	オマーン
二六	ガーナ
二七	カーボヴェルデ
二八	ガイアナ
二九	カザフスタン
三〇	カナリー諸島地域
三一	ガボン
三二	カメルーン
三三	ガンビア

---

---

三四	カンボジア
三五	ギニア
三六	ギニアビサウ
三七	キューバ
三八	キリバス
三九	キルギス
四〇	グアテマラ
四一	クック諸島地域
四二	グルジア
四三	グレナダ
四四	クロアチア
四五	ケニア
四六	コートジボワール

---

四七	コスタリカ
四八	コモロ
四九	コロンビア
五〇	コンゴ共和国
五一	コンゴ民主共和国
五二	サウジアラビア
五三	サモア
五四	サントメ・プリンシペ
五五	ザンビア
五六	シエラレオネ
五七	ジブチ
五八	ジブラルタル地域
五九	ジャマイカ

---

---

六	シリア
六一	ジンバブエ
六二	スーダン
六三	スリナム
六四	スリランカ
六五	スワジランド
六六	セウタ及びメリリア地域
六七	セーシェル
六八	赤道ギニア
六九	セネガル
七	セルビア・モンテネグロ
七一	セントクリストファー・ネイビス
七二	セントビンセント

---

---

七三	セントヘレナ及びその附属諸島地域
七四	セントルシア
七五	ソマリア
七六	ソロモン
七七	タークス及びカイコス諸島地域
七八	タイ
七九	タジキスタン
八〇	タンザニア
八一	チャド
八二	中央アフリカ
八三	中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）
八四	チュニジア
八五	チリ

---

---

八六	ツバル
八七	トーゴ
八八	トケラウ諸島地域
八九	ドミニカ
九	ドミニカ共和国
九一	トリニダード・トバゴ
九二	トルクメニスタン
九三	トルコ
九四	トンガ
九五	ナイジェリア
九六	ナミビア
九七	ニウエ島地域
九八	ニカラグア

---





---

一一二	フィリピン
一一三	ブータン
一一四	フオー克蘭ド諸島及びその附属諸島地域
一一五	仏領ポリネシア地域
一一六	ブラジル
一一七	ブルガリア
一一八	ブルキナファソ
一一九	ブルンジ
一二一	米領サモア地域
一二二	ベトナム
一二三	ベナン
一二三	ベネズエラ
一二四	ベラルーシ

---

---

一一五	ベリーズ
一二六	ペルー
一二七	ボスニア・ヘルツェゴビナ
一二八	ボツワナ
一二九	ボリビア
一三〇	ホンジュラス
一三一	マーシャル
一三二	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国
一三三	マダガスカル
一三四	マラウイ
一三五	マリ
一三六	マレーシア
一三七	ミクロネシア

---

---

一三八	南アフリカ共和国
一三九	ミャンマー
一四〇	メキシコ
一四一	モーリシャス
一四二	モーリタニア
一四三	モザンビーク
一四四	モルディブ
一四五	モルドバ
一四六	モロッコ
一四七	モンゴル
一四八	モントセラト地域
一四九	ヨルダン
一五〇	ヨルダン川西岸及びガザ地域

---

一五一	ラオス
一五二	リビア
一五三	リベリア
一五四	ルーマニア
一五五	ルワンダ
一五六	レソト
一五七	レバノン

別表第一の二中「第四十九条」を「第二十五条」に改める。

別表第一の三中「第四十九条」を「第二十五条」に改め、同表第四項中「第四二・〇二項」を「第四二

〇二・一九号、第四二〇二・三九号、第四二〇二・九九号」に改め、同表第一一項を削る。

別表第一の四中「第四十九条」を「第二十五条」に改める。

別表第二中「第五十条」を「第二十六条」に改める。

(国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正)

第四条 国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「第六条第一項、第七条第一項、」を削る。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令の一部改正）

第五条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の二第二項中「修正申告書の提出又は決定若しくは更正」とあるのは「決定又は更正」と、「申告又は決定若しくは更正」とあるのは「決定又は更正」を「修正申告書」とあるのは「修正申告書」に改める。

第三十条第一項中「第二号に掲げる税関長の権限」の下に「並びに国税通則法第四十三条第一項ただし書（国税の徴収の所轄庁）の規定に基づく税関長の権限」を加え、同条に次の一項を加える。

5 第一項ただし書の規定により国税通則法第四十三条第一項ただし書の規定に基づく権限について税関長が自ら行うこととした場合には、当該税関長は、遅滞なく、その旨をその内国消費税の納税義務者に

通知するものとする。

(関税定率法第五条の規定による便益関税の適用に関する政令の一部改正)

第六条 関税定率法第五条の規定による便益関税の適用に関する政令(昭和三十年政令第二百三十七号)の

一部を次のように改正する。

別表中近東の項中「サウジアラビア」を削る。

(関税割当制度に関する政令の一部改正)

第七条 関税割当制度に関する政令(昭和三十六年政令第五百五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項及び第二条第一項中「第八条の六第二項」を「第八条の五第二項」に改める。

別表第 四 一・一 号、第 四 一・二 号、第 四 一・三 号、第 四 三・一 号、第 四

三・九 号、第 四 四・九 号、第一八 六・二 号、第一八 六・九 号、第一九 一・一 号、第

一九 一・二 号、第一九 一・九 号、第二一 一・一二号、第二一 一・二 号、第二一 六・一

号及び第二一 六・九 号の項、第 四 二・一 号、第 四 二・二 号及び第 四 二・二 九 号の項

、第 四 二・一 号及び第 四 二・二 二 号の項、第 四 二・九 一 号の項、第 四 四・一 号の項

、第四四・一号及び第四四・九号の項並びに第四五・一号及び第四五・九号の項中「平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで」を「平成一八年四月一日から平成一九年三月三十一日まで」に改める。

別表第四六・一号、第四六・四号及び第四六・九号の項中「平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで」を「平成一八年四月一日から平成一九年三月三十一日まで」に、「六一、一トン」を「六三、六トン」に改める。

別表第七一三・一号、第七一三・三三三号、第七一三・三三九号、第七一三・五号及び第七一三・九号の項中「平成一七年一月一日から平成一八年三月三十一日まで」を「平成一八年四月一日から同年九月三十一日まで」に、「九一、九〇〇トン」を「四五、三トン」に改める。

別表第一五・九号の項中「平成一七年一月一日から平成一八年三月三十一日まで」を「平成一八年四月一日から同年九月三十一日まで」に、「二、一八、七トン」を「二、二四一、一トン」に、「一四八、二トン」を「一五七、六トン」に、「二五、六トン」を「三一、五トン」に

に、「八二、三 トン」を「八八、七 トン」に改める。

別表第一一七・一 号及び第一一七・二 号の項中「平成一七年一月一日から平成一八年三月三十一日まで」を「平成一八年四月一日から同年九月三十一日まで」に、「二一八、四 トン」を「三二八、六 トン」に改める。

別表第一一八・一二号、第一一八・一三号、第一一八・一四号、第一一八・一九号、第一一八・二 号、第一九一・二 号及び第一九一・九 号の項中「平成一七年一月一日から平成一八年三月三十一日まで」を「平成一八年四月一日から同年九月三十一日まで」に改める。

別表第一二二・一 号及び第一二二・二 号の項、第一二二・九九号の項、第一七三・一 号及び第一七三・九 号の項並びに第一八六・二 号の項中「平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで」を「平成一八年四月一日から平成一九年三月三十一日まで」に改める。

別表第二二・九 号の項中「平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで」を「平成一八年四月一日から平成一九年三月三十一日まで」に、「三八、七 トン」を「三九、五 トン」に改める。

別表第二八・二 号の項中「平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで」を「平成一八年



四月一日から平成一九年三月三十一日まで」に、「五、九 トン」を「五、二 トン」に改める。

別表第二一 六・九 号の項、第四一 一・二 号、第四一 一・五 号、第四一 一・九 号、第四一 四・一一号、第四一 四・一九号、第四一 四・四一号、第四一 四・四九号、第四一 七・一一号、第四一 七・一二号、第四一 七・一九号、第四一 七・九一号、第四一 七・九二号及び第四一 七・九九号の項、第四一 五・三 号、第四一 六・二二号、第四一 一一二・ 号及び第四一 一三・一 号の項、第五 一・ 号の項並びに第六四 三・二 号、第六四 三・三 号、第六四 三・四 号、第六四 三・五一号、第六四 三・五九号、第六四 三・九一号、第六四 三・九九号、第六四 四・一九号、第六四 四・二 号、第六四 五・一 号及び第六四 五・九 号の項中「平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで」を「平成一八年四月一日から平成一九年三月三十一日まで」に改める。

（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令の一部改正）

第八条 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令（昭和四十年政令第三百二十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「第八条の六第二項」を「第八条の五第二項」に改める。

第八条の表脱脂粉乳の項中「第六十九条第一項」を「第四十七条第一項」に、「第六十九条第二項」を「第四十七条第二項」に改める。

（輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法施行令の一部改正）

第九条 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法施行令（平成四年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「第八条の六第二項」を「第八条の五第二項」に改める。

（経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく関税割当制度に関する政令の一部改正）

第十条 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第八条の七第一項」を「第八条の六第一項」に改め、同条第二項中「第八条の七第二項」を「第八条の六第二項」に改め、同条第三項中「第八条の八第一項」を「第八条の七第一項」に改め、同条第四項中「第八条の七第二項又は第八条の八第一項」を「第八条の六第二項又は第八条の七第一項

」に改める。

第二条第一項中「第八条の七第一項若しくは第二項又は第八条の八第一項」を「第八条の六第一項若しくは第二項又は第八条の七第一項」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

（関税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この政令の施行の日前に関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の規定により輸入の申告がされた貨物であつて、同日以後に同法第七条の二第二項に規定する特例申告がされる貨物に係る関税法施行令第四条の四第二号の規定の適用については、第一条の規定による改正後の同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（ポリエステル短繊維に対して課する不当廉売関税に関する政令の一部改正）

第三条 ポリエステル短繊維に対して課する不当廉売関税に関する政令（平成十四年政令第二百六十二号）

の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第五十条第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

第三条第三項中「第五十一条第四項」を「第二十七条第四項」に、「第五十三条」を「第二十九条」に、「第五十二条」を「第二十八条」に改める。

(玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令の一部改正)

第四条 玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令(平成十七年政令第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第五十一条第四項及び第五十三条」を「第二十七条第四項及び第二十九条」に改める。

第三条中「第五十条第一項」を「第二十六条第一項」に改める。